

# 「新入社員（雇入れ時）安全衛生教育（職場のマナーを含む）」

## 開催のご案内

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法第 59 条第 1 項には、事業者に対して新たに労働者を雇入れたときは、当該労働者に対して労働安全衛生規則第 35 条に示す項目について安全又は衛生のための教育を行わなければならないと規定されています。

つきましては、事業者に代わって当該教育を下記のとおり実施いたしますので、新しく労働者を採用された事業所、又はすでに採用した労働者に対して当該教育を未実施である事業所等におかれましては、是非この機会に対象者を受講させていただきますようご案内申し上げます。

なお、法定の教育項目に加えて、社会人としての職場マナーに関しても教育項目に加えていますのであわせてご案内いたします。

### 記

- 1 日時 平成 30 年 5 月 24 日（木） 9 時から 17 時 （8 時 30 分から受付）
- 2 場所 鳥取市若葉台南 1 丁目 17 番地 鳥取県労働基準協会会館 2 階
- 3 内容 労働安全衛生規則第 35 条に規定された法定教育項目のうち、「各業種に共通的な一般的に発生する恐れのある疾病の原因及び予防に関すること」、「整理、整頓及び清潔の保持に関すること」、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」、「その他、一般的な安全衛生のために必要な事項」を中心とした内容とするとともに、追加して、安全衛生の確保にも欠かせない要素である「職場のマナーに関する基本的事項」を盛り込んでいます。

なお、法定教育項目の内、下の枠内に記載した業種に実施が求められている、

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。

については、各事業場でその内容がさまざまであることから、別途各事業場で具体的内容に応じて教育していただくこととしていますのでご留意、ご了承ください。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

#### 4 講師等

安全衛生関係 (9時～15時:5時間)

労働安全衛生コンサルタント 他 米田明真 氏

職場のマナー (15時～17時:2時間)

(株)鳥取シー・エム・シー 田中京子 氏

#### 5 受講料 (テキスト・資料等代金を含む)

鳥取県労働基準協会会員事業場 8,000 円

その他の事業場 11,000 円

#### 6 申込方法

平成30年5月16日(水)までに別紙申込書に受講料を添えて当支部へお申込ください。

郵送又はファックス(0857-52-5061)による申込の場合は、受講料は開催日の7日前(5月17日)までに下記の銀行口座にお振込いただくか現金書留での送付をお願いいたします。

- ・住所 〒689-1112 鳥取市若葉台南1丁目17番地
- ・振り込み先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No. 0051204
- ・名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

#### 7 その他

- (1)「特別教育・能力向上教育等受講証」または「特別教育等受講者記録」をお持ちの事業場は、受講者におことづけいただくなどして受付の際にお渡し下さい。
- (2)受講者は、教育修了後に修了証を交付します。
- (3)受講申込み後の取消し(欠席含む)については、開催日の7日前までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- (4)受講者は、当協会から連絡のない限り受講当日、直接会場にお越し下さい。
- (5)講習会場周辺には、食事が出来る店舗が多くありませんので、予めご準備いただくなどの対応をお勧めします。
- (6)講習会場には約30台分の駐車場がありますが、満車の場合のみ右地図のP1、P2駐車場をご利用ください。



「新入社員（雇い入れ時）安全衛生教育（職場のマナーを含む）」

受講申込書

平成30.5.24開催

(フリガナ) 氏名	生年月日	基準協会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい  ・基準協会員事業場  ・非基準協会員事業場

受講者数（ 名） 受講料計（ 円）

上記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

所在地  
事業場  
名称 ⑩

( TEL )

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)